

四 半 期 報 告 書

(第117期第2四半期)

株式会社 京都銀行

E 0 3 5 7 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	9
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表】	15
2 【その他】	46
3 【中間財務諸表】	47
4 【その他】	57
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	58

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月29日

【四半期会計期間】 第117期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土 井 伸 宏

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 京都(075)361局2211番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 本 政 悦 治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
株式会社京都銀行 経営企画部 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6212局3813番

【事務連絡者氏名】 経営企画部 東京事務所長 中 井 秀 治

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部
(大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2017年度 中間連結 会計期間 (自2017年 4月1日 至2017年 9月30日)	2018年度 中間連結 会計期間 (自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	2019年度 中間連結 会計期間 (自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	2017年度 (自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	2018年度 (自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	54,775	58,535	60,547	110,232	133,539
うち連結信託報酬	百万円	—	—	3	—	3
連結経常利益	百万円	14,571	16,941	18,151	26,931	45,184
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	11,316	12,023	12,874	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	19,323	31,681
連結中間包括利益	百万円	133,668	3,590	54,804	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	174,300	△76,981
連結純資産額	百万円	897,696	933,728	900,493	932,365	850,934
連結総資産額	百万円	9,058,693	9,501,009	9,536,774	9,478,592	9,665,127
1株当たり純資産額	円	11,741.36	12,328.65	11,881.77	12,311.25	11,232.14
1株当たり中間純利益	円	149.63	159.23	170.44	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	255.89	419.57
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	149.40	158.94	170.20	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	255.46	418.78
自己資本比率	%	9.80	9.79	9.41	9.80	8.77
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△140,506	△116,022	△152,589	46,997	24,716
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	100,500	8,286	81,078	△2,165	49,499
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△15,271	△18,268	△5,288	△21,415	△20,533
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	766,264	718,951	821,832	844,950	898,633
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員数]	人	3,796 [491]	3,786 [451]	3,708 [409]	3,671 [483]	3,646 [446]
信託財産額	百万円	—	—	1,524	—	517

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。当該株式併合が2017年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額を算出しております。

3 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1行であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第115期中	第116期中	第117期中	第115期	第116期
決算年月		2017年9月	2018年9月	2019年9月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	50,365	53,702	55,676	101,053	124,023
うち信託報酬	百万円	—	—	3	—	3
経常利益	百万円	13,513	15,547	16,833	24,338	42,454
中間純利益	百万円	11,431	11,185	12,409	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	18,356	30,029
資本金	百万円	42,103	42,103	42,103	42,103	42,103
発行済株式総数	千株	379,203	75,840	75,840	75,840	75,840
純資産額	百万円	884,062	920,367	885,971	920,001	837,088
総資産額	百万円	9,047,650	9,490,863	9,523,744	9,467,206	9,653,833
預金残高	百万円	6,729,919	6,985,118	6,975,414	6,888,137	7,092,102
貸出金残高	百万円	5,079,826	5,399,172	5,531,510	5,274,185	5,487,531
有価証券残高	百万円	2,995,367	3,083,482	2,923,431	3,081,118	2,921,059
1株当たり配当額	円	6.00	30.00	30.00	36.00	100.00
自己資本比率	%	9.76	9.69	9.29	9.71	8.66
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員数]	人	3,584 [455]	3,566 [418]	3,530 [397]	3,456 [448]	3,423 [413]
信託財産額	百万円	—	—	1,524	—	517
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。これに伴い発行済株式総数は303,362千株減少して75,840千株となっております。

3 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。第115期(2018年3月)の1株当たり配当額36.00円は、中間配当額6.00円と期末配当額30.00円の合計であり、中間配当額6.00円は株式併合前の配当額、期末配当額30.00円は株式併合後の配当額であります。

4 第116期(2019年3月)の1株当たり配当額100.00円のうち40.00円は特別配当であります。

5 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

(注) 当行と当行の連結子会社であった京銀ビジネスサービス株式会社は、2019年7月1日を効力発生日として、当行を存続会社とする吸収合併を行いました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結会計期間末の主要勘定については、預金・譲渡性預金は、個人預金を中心に前連結会計年度末比75億円増加し、8兆380億円となりました。

貸出金は、法人・個人向けともに積極的な対応に努めました結果、前連結会計年度末比424億円増加し、5兆5,218億円となりました。

有価証券は、市場動向を注視しつつ、適切な運用に努めた結果、前連結会計年度末比25億円増加し、2兆9,199億円となりました。なお、時価会計に伴う評価差額(含み益)は、前連結会計年度末比709億円増加し、6,719億円となっております。

また、総資産は、前連結会計年度末比1,283億円減少し、9兆5,367億円となり、株主資本は、利益剰余金の増加により前連結会計年度末比78億円増加し、4,458億円となりました。

次に、当第2四半期連結累計期間における損益状況については、経常収益は、その他業務収益を中心に前年同期比20億11百万円増加し、605億47百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少したものの、資金調達費用等が増加したことから、前年同期比8億2百万円増加し、423億96百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年同期比12億9百万円増加し、181億51百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比8億51百万円増加し、128億74百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント別の業績については、当行グループの中心である銀行業において、経常収益は、前年同期比19億74百万円増加し、556億76百万円となり、セグメント利益は、前年同期比12億86百万円増加し、168億33百万円となりました。

また、その他において、経常収益は、前年同期比3百万円増加し、62億13百万円となり、セグメント利益は、前年同期比77百万円減少し、13億29百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加および債券貸借取引受入担保金の減少等により1,525億円の支出(前年同期は1,160億円の支出)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により810億円の収入(前年同期は82億円の収入)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により52億円の支出(前年同期は182億円の支出)となりました。

この結果、現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結累計期間において768億円減少し、8,218億円となりました。

(参考)

① 国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で前年同期比1,219百万円減少し、34,736百万円となり、国際業務部門で前年同期比377百万円減少し、564百万円となったことから、全体では前年同期比1,597百万円減少し、35,300百万円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で前年同期比519百万円減少し、5,716百万円となり、国際業務部門で前年同期比22百万円増加し、115百万円となったことから、全体では前年同期比496百万円減少し、5,832百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で前年同期比1,460百万円増加し、2,378百万円となり、国際業務部門で前年同期比555百万円増加し、612百万円となったことから、全体では前年同期比2,015百万円増加し、2,991百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	35,956	941	36,898
	当第2四半期連結累計期間	34,736	564	35,300
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	36,743	3,887	40,630
	当第2四半期連結累計期間	35,426	4,674	40,100
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	786	2,946	3,732
	当第2四半期連結累計期間	690	4,110	4,800
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	3	—	3
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	6,235	92	6,327
	当第2四半期連結累計期間	5,716	115	5,831
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	9,726	149	9,875
	当第2四半期連結累計期間	9,444	175	9,619
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,490	57	3,547
	当第2四半期連結累計期間	3,727	59	3,786
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	918	57	975
	当第2四半期連結累計期間	2,378	612	2,990
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,264	328	3,592
	当第2四半期連結累計期間	5,197	751	5,948
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,346	271	2,617
	当第2四半期連結累計期間	2,818	139	2,957

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で前年同期比281百万円減少し、9,444百万円となり、国際業務部門は前年同期比25百万円増加し、175百万円となったことから、全体では前年同期比256百万円減少し、9,619百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門で前年同期比237百万円増加し、3,727百万円となり、国際業務部門で前年同期比2百万円増加し、59百万円となったことから、全体では前年同期比240百万円増加し、3,787百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	9,726	149	9,875
	当第2四半期連結累計期間	9,444	175	9,619
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,952	—	1,952
	当第2四半期連結累計期間	1,963	—	1,963
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	2,209	147	2,356
	当第2四半期連結累計期間	2,211	173	2,384
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	53	—	53
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	157	—	157
	当第2四半期連結累計期間	148	—	148
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	118	—	118
	当第2四半期連結累計期間	115	—	115
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	415	—	415
	当第2四半期連結累計期間	418	—	418
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	881	1	883
	当第2四半期連結累計期間	891	1	893
うち投資信託・保険販売業務	前第2四半期連結累計期間	1,686	—	1,686
	当第2四半期連結累計期間	1,251	—	1,251
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,490	57	3,547
	当第2四半期連結累計期間	3,727	59	3,787
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	391	34	425
	当第2四半期連結累計期間	412	34	447

(注) 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めておりません。

③ 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	6,769,876	209,096	6,978,972
	当第2四半期連結会計期間	6,756,743	211,922	6,968,666
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	4,147,198	—	4,147,198
	当第2四半期連結会計期間	4,365,331	—	4,365,331
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,576,602	—	2,576,602
	当第2四半期連結会計期間	2,347,884	—	2,347,884
うちその他	前第2四半期連結会計期間	46,075	209,096	255,171
	当第2四半期連結会計期間	43,527	211,922	255,450
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	854,199	—	854,199
	当第2四半期連結会計期間	1,069,407	—	1,069,407
総合計	前第2四半期連結会計期間	7,624,076	209,096	7,833,172
	当第2四半期連結会計期間	7,826,150	211,922	8,038,073

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 「国内業務部門」は当行の国内店の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

④ 国内貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,391,015	100.00	5,521,858	100.00
製造業	941,634	17.47	947,758	17.16
農業、林業	3,220	0.06	3,210	0.06
漁業	70	0.00	61	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	19,896	0.37	20,133	0.36
建設業	136,276	2.53	137,595	2.49
電気・ガス・熱供給・水道業	75,499	1.40	83,426	1.51
情報通信業	43,143	0.80	37,420	0.68
運輸業、郵便業	209,243	3.88	211,248	3.83
卸売業、小売業	548,972	10.18	547,188	9.91
金融業、保険業	194,495	3.61	187,107	3.39
不動産業、物品賃貸業	683,949	12.69	709,779	12.85
各種サービス業	394,936	7.32	403,435	7.31
地方公共団体	570,348	10.58	601,013	10.88
その他	1,569,329	29.11	1,632,479	29.57
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,391,015	—	5,521,858	—

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行1行であります。

イ. 信託財産の運用/受入状況（信託財産残高表）

資産				
科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当中間連結会計期間 (2019年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	517	100.00	1,524	100.00
合計	517	100.00	1,524	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当中間連結会計期間 (2019年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	517	100.00	1,524	100.00
合計	517	100.00	1,524	100.00

(注) 共同信託他社管理財産については、前連結会計年度（2019年3月31日）及び当中間連結会計期間（2019年9月30日）のいずれも取扱残高はありません。

ロ. 元本補填契約のある信託の運用/受入状況（末残）

科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)			当中間連結会計期間 (2019年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	517	—	517	1,524	—	1,524
資産計	517	—	517	1,524	—	1,524
元本	517	—	517	1,523	—	1,523
その他	—	—	—	0	—	0
負債計	517	—	517	1,524	—	1,524

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2019年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	11.96
2. 連結における自己資本の額	4,246
3. リスク・アセット等の額	35,497
4. 連結総所要自己資本額	1,419

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2019年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	11.52
2. 単体における自己資本の額	4,091
3. リスク・アセット等の額	35,507
4. 単体総所要自己資本額	1,420

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2018年9月30日	2019年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,789	7,251
危険債権	60,883	58,146
要管理債権	6,362	7,308
正常債権	5,380,938	5,515,274

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	75,840,688	75,840,688	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数は100株であります。
計	75,840,688	75,840,688	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2019年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 7名 当行の執行役員 10名
新株予約権の数※	1,061個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 21,220株(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2019年7月31日～2049年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 3,918円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※新株予約権証券の発行時(2019年7月30日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数 20株

2 「1(1)②発行済株式」に記載のとおりであります。

3 新株予約権の目的となる株式の数

当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位(執行役員においては執行役員の地位)を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

ただし、新株予約権者が取締役の地位(執行役員においては執行役員の地位)にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利行使期間の満了日から1年に満たなくなった日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注3）に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記「新株予約権の行使期間」に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ア. 新株予約権者が前記（注4）の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- イ. 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ウ. 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- エ. 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日	—	75,840	—	42,103	—	30,301

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,247	4.29
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,033	4.01
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	2,608	3.45
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,500	3.30
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,052	2.71
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,732	2.29
京セラ株式会社	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	1,596	2.11
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(退職給付信託口・オムロン 株式会社口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,528	2.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,525	2.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,416	1.87
計	—	21,240	28.11

(注) 1 2018年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行から、同社他2社を共同保有者として、2018年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	750	0.99
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	86	0.11
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,195	2.89
計	—	3,032	4.00

2 2019年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社から、同社他5社を共同保有者として、2019年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	875	1.15
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	107	0.14
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボールスプリッジ ボールスプリッジパーク 2 1階	227	0.30
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	788	1.04
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	793	1.05
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	243	0.32
計	—————	3,035	4.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 283,400	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,363,700	753,637	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 193,588	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	75,840,688	—	—
総株主の議決権	—	753,637	—

(注) 「単元未満株式数」の欄には、当行所有の自己株式94株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原 上る薬師前町700番地	283,400	—	283,400	0.37
計	—————	283,400	—	283,400	0.37

2 【役員 の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
現金預け金	931,179	853,050
コールローン及び買入手形	96,078	38,924
買入金銭債権	14,045	13,013
商品有価証券	145	184
金銭の信託	30,074	13,048
有価証券	※1, ※2, ※8, ※12 2,917,433	※1, ※2, ※8, ※12 2,919,938
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 5,479,390	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 5,521,858
外国為替	※7 42,530	※7 9,970
リース債権及びリース投資資産	10,978	12,571
その他資産	※8 64,031	※8 72,798
有形固定資産	※10, ※11 76,980	※10, ※11 75,907
無形固定資産	3,172	3,360
繰延税金資産	1,271	1,256
再評価に係る繰延税金資産	※10 46	※10 56
支払承諾見返	20,786	21,934
貸倒引当金	△23,017	△21,101
資産の部合計	9,665,127	9,536,774
負債の部		
預金	※8 7,086,430	※8 6,968,666
譲渡性預金	944,059	1,069,407
コールマネー及び売渡手形	※8 9,989	—
債券貸借取引受入担保金	※8 442,341	※8 216,250
借入金	※8 57,943	※8 57,064
外国為替	214	363
信託勘定借	517	1,524
その他負債	58,731	88,174
退職給付に係る負債	30,329	30,050
睡眠預金払戻損失引当金	753	753
偶発損失引当金	872	948
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	161,224	181,144
支払承諾	20,786	21,934
負債の部合計	8,814,192	8,636,280
純資産の部		
資本金	42,103	42,103
資本剰余金	34,331	34,260
利益剰余金	363,391	371,003
自己株式	△1,815	△1,548
株主資本合計	438,011	445,819
その他有価証券評価差額金	418,582	467,622
繰延ヘッジ損益	△5,026	△12,311
土地再評価差額金	※10 △105	※10 △128
退職給付に係る調整累計額	△3,341	△3,247
その他の包括利益累計額合計	410,109	451,934
新株予約権	598	446
非支配株主持分	2,215	2,293
純資産の部合計	850,934	900,493
負債及び純資産の部合計	9,665,127	9,536,774

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
経常収益	58,535	60,547
資金運用収益	40,623	40,095
(うち貸出金利息)	22,891	22,759
(うち有価証券利息配当金)	16,833	16,210
信託報酬	—	3
役務取引等収益	9,875	9,619
その他業務収益	3,593	5,948
その他経常収益	※1 4,442	※1 4,879
経常費用	41,594	42,396
資金調達費用	3,726	4,795
(うち預金利息)	1,983	2,771
役務取引等費用	3,547	3,787
その他業務費用	2,617	2,957
営業経費	※2 30,888	※2 29,846
その他経常費用	※3 813	※3 1,010
経常利益	16,941	18,151
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	133	212
固定資産処分損	133	85
減損損失	—	126
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前中間純利益	16,808	17,938
法人税、住民税及び事業税	4,640	3,816
法人税等調整額	96	1,205
法人税等合計	4,737	5,021
中間純利益	12,071	12,917
非支配株主に帰属する中間純利益	47	43
親会社株主に帰属する中間純利益	12,023	12,874

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益	12,071	12,917
その他の包括利益	△8,480	41,886
その他有価証券評価差額金	△9,769	49,077
繰延ヘッジ損益	1,092	△7,285
退職給付に係る調整額	197	93
中間包括利益	3,590	54,804
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,583	54,722
非支配株主に係る中間包括利益	6	81

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,103	34,332	336,148	△1,813	410,771
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,265		△2,265
親会社株主に帰属する 中間純利益			12,023		12,023
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		5	5
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△0	9,758	2	9,759
当中間期末残高	42,103	34,331	345,906	△1,811	420,530

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	523,550	△1,382	△13	△3,318	518,836	511	2,246	932,365
当中間期変動額								
剰余金の配当								△2,265
親会社株主に帰属する 中間純利益								12,023
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								5
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△9,728	1,092	—	197	△8,439	39	3	△8,396
当中間期変動額合計	△9,728	1,092	—	197	△8,439	39	3	1,362
当中間期末残高	513,822	△290	△13	△3,121	510,396	550	2,250	933,728

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,103	34,331	363,391	△1,815	438,011
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,285		△5,285
親会社株主に帰属する 中間純利益			12,874		12,874
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△71		267	196
土地再評価差額金の取崩			23		23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△71	7,611	266	7,807
当中間期末残高	42,103	34,260	371,003	△1,548	445,819

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	418,582	△5,026	△105	△3,341	410,109	598	2,215	850,934
当中間期変動額								
剰余金の配当								△5,285
親会社株主に帰属する 中間純利益								12,874
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								196
土地再評価差額金の取崩								23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	49,039	△7,285	△23	93	41,824	△152	78	41,751
当中間期変動額合計	49,039	△7,285	△23	93	41,824	△152	78	49,559
当中間期末残高	467,622	△12,311	△128	△3,247	451,934	446	2,293	900,493

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	16,808	17,938
減価償却費	2,090	1,818
減損損失	—	126
持分法による投資損益 (△は益)	3	△5
貸倒引当金の増減 (△)	△503	△1,915
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△16	△143
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△143	76
資金運用収益	△40,623	△40,095
資金調達費用	3,726	4,795
有価証券関係損益 (△)	△2,649	△4,705
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△82	△49
為替差損益 (△は益)	△7,368	5,271
固定資産処分損益 (△は益)	133	85
商品有価証券の純増 (△) 減	△41	△39
貸出金の純増 (△) 減	△124,733	△42,468
預金の純増減 (△)	99,996	△117,764
譲渡性預金の純増減 (△)	△65,953	125,347
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△19,159	△878
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△3,315	1,327
コールローン等の純増 (△) 減	△23,886	58,184
コールマネー等の純増減 (△)	△6,117	△9,989
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	28,203	△226,091
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△8,060	32,559
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△31	149
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△240	△1,592
信託勘定借の純増減 (△)	—	1,006
資金運用による収入	41,867	42,164
資金調達による支出	△3,115	△4,395
その他	△504	17,913
小計	△113,716	△141,367
法人税等の支払額	△2,306	△11,221
営業活動によるキャッシュ・フロー	△116,022	△152,589
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△379,084	△386,824
有価証券の売却による収入	159,330	196,665
有価証券の償還による収入	211,827	255,295
金銭の信託の減少による収入	18,033	17,074
有形固定資産の取得による支出	△1,319	△391
有形固定資産の売却による収入	0	—
無形固定資産の取得による支出	△481	△685
その他	△19	△55
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,286	81,078
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△16,000	—
配当金の支払額	△2,265	△5,285
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,268	△5,288
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△125,998	△76,800
現金及び現金同等物の期首残高	844,950	898,633
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 718,951	※1 821,832

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

烏丸商事株式会社

京都信用保証サービス株式会社

京銀リース・キャピタル株式会社

京都クレジットサービス株式会社

京銀カードサービス株式会社

株式会社京都総合経済研究所

京銀証券株式会社

(2) 非連結子会社 2社

会社名

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

会社名

きょうと農林漁業成長支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付ける方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
株式	70百万円	76百万円
出資金	1,460百万円	1,445百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	10,327百万円	40,990百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
破綻先債権額	4,112百万円	4,110百万円
延滞債権額	65,228百万円	62,056百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
3か月以上延滞債権額	－百万円	505百万円

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
貸出条件緩和債権額	6,434百万円	6,803百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
合計額	75,775百万円	73,475百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	24,988百万円	18,265百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	526,691百万円	292,124百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	442,341百万円	216,250百万円
借入金	57,503百万円	56,708百万円
預金	14,590百万円	33,588百万円
コールマネー	5,549百万円	一百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
有価証券	371,031百万円	360,323百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
金融商品等差入担保金	46,381百万円	56,732百万円
保証金	1,740百万円	1,742百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
融資未実行残高	1,547,702百万円	1,545,263百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,460,630百万円	1,459,017百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
減価償却累計額	81,887百万円	82,988百万円

※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	30,574百万円	31,843百万円

13 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
金銭信託	517百万円	1,523百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
株式等売却益	3,050百万円	2,879百万円
貸倒引当金戻入益	145百万円	604百万円

※2 営業経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給料・手当	12,547百万円	12,250百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
株式等売却損	321百万円	417百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,840	—	—	75,840	
自己株式					
普通株式	331	0	1	331	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—			550	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,265	30.00	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	2,265	その他利益 剰余金	30.00	2018年9月30日	2018年12月3日

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,840	—	—	75,840	
自己株式					
普通株式	332	0	49	283	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—			446	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,285	(注) 70.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 1株当たり配当額のうち、40円は特別配当であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	2,266	その他利益 剰余金	30.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金預け金勘定	732,139百万円	853,050百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△13,188百万円	△31,218百万円
現金及び現金同等物	718,951百万円	821,832百万円

(リース取引関係)

○ 借手側

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1年内	245	245
1年超	1,750	1,607
合計	1,996	1,852

○ 貸手側

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
リース料債権部分	11,710	13,497
見積残存価額部分	6	6
受取利息相当額	△1,110	△1,242
合計	10,605	12,261

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	132	103	78	38	25	13
リース投資資産に係る リース料債権部分	3,631	2,936	2,223	1,583	893	442

	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	108	93	61	34	17	10
リース投資資産に係る リース料債権部分	3,935	3,268	2,565	1,897	1,120	709

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1年内	14	9
1年超	3	0
合計	18	9

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

前連結会計年度（2019年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	931,179	931,179	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	5,009	5,029	20
その他有価証券	2,903,312	2,903,312	—
(3)貸出金	5,479,390		
貸倒引当金（*1）	△22,068		
	5,457,321	5,472,450	15,128
資産計	9,296,822	9,311,971	15,148
(1)預金	7,086,430	7,086,673	242
(2)譲渡性預金	944,059	944,050	△8
(3)債券貸借取引受入担保金	442,341	442,341	—
負債計	8,472,831	8,473,065	233
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	469	469	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△7,607	△7,607	—
デリバティブ取引計	△7,138	△7,138	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当中間連結会計期間（2019年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	853,050	853,050	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,007	5,029	21
その他有価証券	2,903,652	2,903,652	—
(3) 貸出金	5,521,858		
貸倒引当金（*1）	△20,148		
	5,501,710	5,526,721	25,011
資産計	9,263,421	9,288,454	25,033
(1) 預金	6,968,666	6,968,924	257
(2) 譲渡性預金	1,069,407	1,069,400	△6
(3) 債券貸借取引受入担保金	216,250	216,250	—
負債計	8,254,324	8,254,575	251
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	242	242	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△17,358	△17,358	—
デリバティブ取引計	△17,115	△17,115	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
① 非上場株式(*1) (*2)	3,320	3,326
② 非上場その他の証券(*3)	5,791	7,952
合 計	9,112	11,278

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について、0百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について、0百万円減損処理を行っております。

(*3) 非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	2,501	2,515	13
	短期社債	—	—	—
	社債	2,507	2,513	6
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	5,009	5,029	20
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計	5,009	5,029	20	

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	2,501	2,515	13
	短期社債	—	—	—
	社債	2,506	2,514	8
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	5,007	5,029	21
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計	5,007	5,029	21	

2 その他有価証券

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	731,720	154,252	577,468
	債券	1,729,400	1,706,988	22,412
	国債	504,211	494,278	9,932
	地方債	621,491	613,892	7,598
	短期社債	—	—	—
	社債	603,697	598,816	4,880
	その他	191,321	182,289	9,032
	外国債券	120,739	116,615	4,124
	その他	70,581	65,673	4,907
	小計	2,652,442	2,043,529	608,913
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,654	14,219	△2,565
	債券	98,303	98,522	△219
	国債	5,643	5,652	△9
	地方債	14,556	14,578	△21
	短期社債	—	—	—
	社債	78,103	78,291	△188
	その他	140,912	146,044	△5,131
	外国債券	53,670	54,327	△657
	その他	87,242	91,716	△4,474
	小計	250,869	258,786	△7,916
合計	2,903,312	2,302,315	600,996	

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	781,618	151,034	630,583
	債券	1,729,600	1,706,793	22,807
	国債	409,923	400,407	9,516
	地方債	624,189	616,925	7,264
	短期社債	—	—	—
	社債	695,487	689,460	6,026
	その他	234,635	209,243	25,391
	外国債券	161,467	147,919	13,548
	その他	73,167	61,324	11,842
	小計	2,745,854	2,067,072	678,781
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,997	15,266	△3,268
	債券	70,091	70,283	△192
	国債	6,490	6,517	△27
	地方債	35,305	35,336	△31
	短期社債	—	—	—
	社債	28,296	28,430	△134
	その他	75,709	79,060	△3,351
	外国債券	12,723	12,734	△10
	その他	62,985	66,326	△3,341
小計	157,798	164,611	△6,813	
合計	2,903,652	2,231,683	671,968	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	600,996
その他有価証券	600,996
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△182,138
(△)その他	△54
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	418,803
(△)非支配株主持分相当額	△220
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	418,582

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	671,968
その他有価証券	671,968
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△204,032
(△)その他	△54
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	467,881
(△)非支配株主持分相当額	△259
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	467,622

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	34,446	28,068	773	773
	受取変動・支払固定	34,446	28,068	△459	△459
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計			314	314	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	30,403	23,005	733	733
	受取変動・支払固定	30,403	23,005	△451	△451
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計			281	281	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	36,066	2,000	△257	△257
	買建	24,389	1,770	412	412
	通貨オプション				
	売建	36,008	12,227	△665	304
	買建	36,008	12,227	665	△3
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計			154	455	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	28,936	1,623	△311	△311
	買建	32,176	1,392	376	376
	通貨オプション				
	売建	36,335	10,943	△703	180
	買建	36,335	10,943	703	48
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	64	293

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	7,983	—	△84	1
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△84	1

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	5,000	—	△19	20
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△19	20

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(7) その他

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ				
	売建	1,750	—	△23	—
	買建	1,750	—	23	—
合計		—	—	—	—

(注) 時価については、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を勘案し、当該帳簿価額を記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債 券)、預金等の 有利息の金融資 産・負債			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		130,955	130,786	△7,206
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他	—	—	—	
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	—	—	—	
	合計	—	—	—	△7,206

(注) 1 ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ) によっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債 券)、預金等の 有利息の金融資 産・負債			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		133,784	113,699	△17,814
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他	—	—	—	
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	—	—	—	
	合計	—	—	—	△17,814

(注) 1 ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ) によっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券等	33,155	16,371	△401
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	△401

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券等	30,798	10,294	456
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	456

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業経費	44百万円	44百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 9名 当行の執行役員 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 17,520株
付与日	2018年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月31日から2048年7月30日まで
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 5,450円

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 7名 当行の執行役員 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 21,220株
付与日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月31日から2049年7月30日まで
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 3,917円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については、重要性が乏しいことから、銀行業のみを報告セグメントとしております。

銀行業は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	53,206	5,234	58,440	95	58,535
セグメント間の内部経常収益	496	975	1,471	△1,471	—
計	53,702	6,210	59,912	△1,376	58,535
セグメント利益	15,547	1,407	16,955	△13	16,941
セグメント資産	9,490,863	55,680	9,546,544	△45,534	9,501,009
セグメント負債	8,570,496	29,055	8,599,552	△32,270	8,567,281
その他の項目					
減価償却費	2,042	48	2,090	—	2,090
資金運用収益	40,584	73	40,657	△33	40,623
資金調達費用	3,722	24	3,747	△20	3,726
持分法投資損失	—	3	3	—	3
持分法適用会社への投資額	—	72	72	—	72
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,764	36	1,800	—	1,800

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業、リース業、クレジットカード業、証券業等を含んでおります。
- 3 調整額は、次のとおりであります。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額95百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。
- (2) セグメント利益の調整額△13百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント資産の調整額△45,534百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (4) セグメント負債の調整額△32,270百万円には、セグメント間取引消去△35,392百万円及び退職給付に係る負債の調整額3,121百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額△33百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△20百万円は、セグメント間取引消去であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	55,177	5,363	60,541	6	60,547
セグメント間の内部経常収益	499	849	1,348	△1,348	—
計	55,676	6,213	61,889	△1,341	60,547
セグメント利益	16,833	1,329	18,163	△12	18,151
セグメント資産	9,523,744	61,603	9,585,348	△48,573	9,536,774
セグメント負債	8,637,773	33,708	8,671,481	△35,200	8,636,280
その他の項目					
減価償却費	1,762	55	1,818	—	1,818
資金運用収益	40,060	69	40,130	△34	40,095
資金調達費用	4,792	23	4,816	△21	4,795
持分法投資利益	—	5	5	—	5
持分法適用会社への投資額	—	76	76	—	76
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,010	65	1,076	—	1,076

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業、リース業、クレジットカード業、証券業等を含んでおります。
- 3 調整額は、次のとおりであります。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額6百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。
- (2) セグメント利益の調整額△12百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント資産の調整額△48,573百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (4) セグメント負債の調整額△35,200百万円には、セグメント間取引消去△38,448百万円及び退職給付に係る負債の調整額3,247百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額△34百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,375	20,102	15,057	58,535

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,241	21,503	15,802	60,547

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

記載すべき重要なものはありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	11,232円14銭	11,881円77銭

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	円	159.23	170.44
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	12,023	12,874
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	12,023	12,874
普通株式の期中平均株式数	千株	75,508	75,534
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	円	158.94	170.20
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	134	104
うち新株予約権	千株	134	104
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
現金預け金	928,913	850,001
コールローン	96,078	38,924
買入金銭債権	8,272	7,317
商品有価証券	145	184
金銭の信託	30,074	13,048
有価証券	※1, ※2, ※8, ※10 2,921,059	※1, ※2, ※8, ※10 2,923,431
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 5,487,531	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 5,531,510
外国為替	※7 42,530	※7 9,970
その他資産	58,929	66,944
その他の資産	※8 58,929	※8 66,944
有形固定資産	76,288	75,226
無形固定資産	2,930	3,093
再評価に係る繰延税金資産	46	56
支払承諾見返	20,786	21,934
貸倒引当金	△19,754	△17,902
資産の部合計	9,653,833	9,523,744
負債の部		
預金	※8 7,092,102	※8 6,975,414
譲渡性預金	965,559	1,090,907
コールマネー	※8 9,989	—
債券貸借取引受入担保金	※8 442,341	※8 216,250
借入金	※8 57,543	※8 56,734
外国為替	214	363
信託勘定借	517	1,524
その他負債	38,098	65,268
未払法人税等	10,063	2,142
リース債務	5	3
資産除去債務	323	326
その他の負債	27,704	62,796
退職給付引当金	25,431	25,296
睡眠預金払戻損失引当金	753	753
偶発損失引当金	872	948
繰延税金負債	162,535	182,379
支払承諾	20,786	21,934
負債の部合計	8,816,744	8,637,773

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部		
資本金	42,103	42,103
資本剰余金	30,615	30,544
資本準備金	30,301	30,301
その他資本剰余金	314	243
利益剰余金	352,260	359,406
利益準備金	17,456	17,456
その他利益剰余金	334,803	341,950
別途積立金	301,875	324,375
繰越利益剰余金	32,928	17,575
自己株式	△1,815	△1,548
株主資本合計	423,164	430,506
その他有価証券評価差額金	418,457	467,458
繰延ヘッジ損益	△5,026	△12,311
土地再評価差額金	△105	△128
評価・換算差額等合計	413,325	455,017
新株予約権	598	446
純資産の部合計	837,088	885,971
負債及び純資産の部合計	9,653,833	9,523,744

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
経常収益	53,702	55,676
資金運用収益	40,584	40,060
(うち貸出金利息)	22,869	22,741
(うち有価証券利息配当金)	16,817	16,195
信託報酬	—	3
役務取引等収益	8,254	7,918
その他業務収益	499	2,799
その他経常収益	※1 4,364	※1 4,894
経常費用	38,154	38,842
資金調達費用	3,722	4,792
(うち預金利息)	1,983	2,771
役務取引等費用	3,576	3,766
その他業務費用	297	589
営業経費	※2 29,774	※2 28,701
その他経常費用	※3 782	※3 991
経常利益	15,547	16,833
特別利益	—	331
特別損失	133	211
税引前中間純利益	15,414	16,953
法人税、住民税及び事業税	4,264	3,339
法人税等調整額	△36	1,205
法人税等合計	4,228	4,544
中間純利益	11,185	12,409

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	42,103	30,301	315	30,616	17,456	287,875	21,337	326,668
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,265	△2,265
別途積立金の積立						14,000	△14,000	—
中間純利益							11,185	11,185
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	△0	△0	—	14,000	△5,080	8,919
当中間期末残高	42,103	30,301	314	30,615	17,456	301,875	16,257	335,588

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,813	397,575	523,310	△1,382	△13	521,915	511	920,001
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,265						△2,265
別途積立金の積立		—						—
中間純利益		11,185						11,185
自己株式の取得	△3	△3						△3
自己株式の処分	5	5						5
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△9,687	1,092	—	△8,595	39	△8,556
当中間期変動額合計	2	8,921	△9,687	1,092	—	△8,595	39	365
当中間期末残高	△1,811	406,496	513,623	△290	△13	513,319	550	920,367

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
					別途積立金			
当期首残高	42,103	30,301	314	30,615	17,456	301,875	32,928	352,260
当中間期変動額								
剰余金の配当							△5,285	△5,285
別途積立金の積立						22,500	△22,500	—
中間純利益							12,409	12,409
自己株式の取得								
自己株式の処分			△71	△71				
土地再評価差額金の取崩							23	23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	△71	△71	—	22,500	△15,353	7,146
当中間期末残高	42,103	30,301	243	30,544	17,456	324,375	17,575	359,406

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,815	423,164	418,457	△5,026	△105	413,325	598	837,088
当中間期変動額								
剰余金の配当		△5,285						△5,285
別途積立金の積立		—						—
中間純利益		12,409						12,409
自己株式の取得	△0	△0						△0
自己株式の処分	267	196						196
土地再評価差額金の取崩		23						23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			49,000	△7,285	△23	41,692	△152	41,540
当中間期変動額合計	266	7,342	49,000	△7,285	△23	41,692	△152	48,882
当中間期末残高	△1,548	430,506	467,458	△12,311	△128	455,017	446	885,971

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
株式	10,204百万円	10,194百万円
出資金	1,460百万円	1,445百万円

※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
	10,327百万円	40,990百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
破綻先債権額	3,964百万円	3,931百万円
延滞債権額	64,591百万円	61,417百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
3か月以上延滞債権額	－百万円	505百万円

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
貸出条件緩和債権額	6,433百万円	6,802百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
合計額	74,989百万円	72,656百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
	24,988百万円	18,265百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	526,691百万円	292,124百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	442,341百万円	216,250百万円
借用金	57,503百万円	56,708百万円
預金	14,590百万円	33,588百万円
コールマネー	5,549百万円	－百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
有価証券	371,031百万円	360,323百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
金融商品等差入担保金	46,381百万円	56,732百万円
保証金	1,731百万円	1,733百万円

- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
融資未実行残高	1,528,595百万円	1,528,067百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,441,523百万円	1,441,821百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
	30,574百万円	31,843百万円

- 11 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
金銭信託	517百万円	1,523百万円

(中間損益計算書関係)

- ※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
株式等売却益	3,050百万円	2,879百万円
貸倒引当金戻入益	50百万円	598百万円

- ※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	1,468百万円	1,288百万円
無形固定資産	566百万円	465百万円

- ※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
株式等売却損	321百万円	417百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (2019年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
子会社株式	10,101	10,091
関連会社株式	103	103
合計	10,204	10,194

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2019年11月14日開催の取締役会において、第117期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,266百万円

1株当たりの中間配当金 30.00円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月22日

株式会社京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 井 田 晶 代 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月22日

株式会社京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 竹 新 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下 井 田 晶 代 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都銀行の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月29日

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土 井 伸 宏

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部
(大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取土井伸宏は、当行の第117期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。